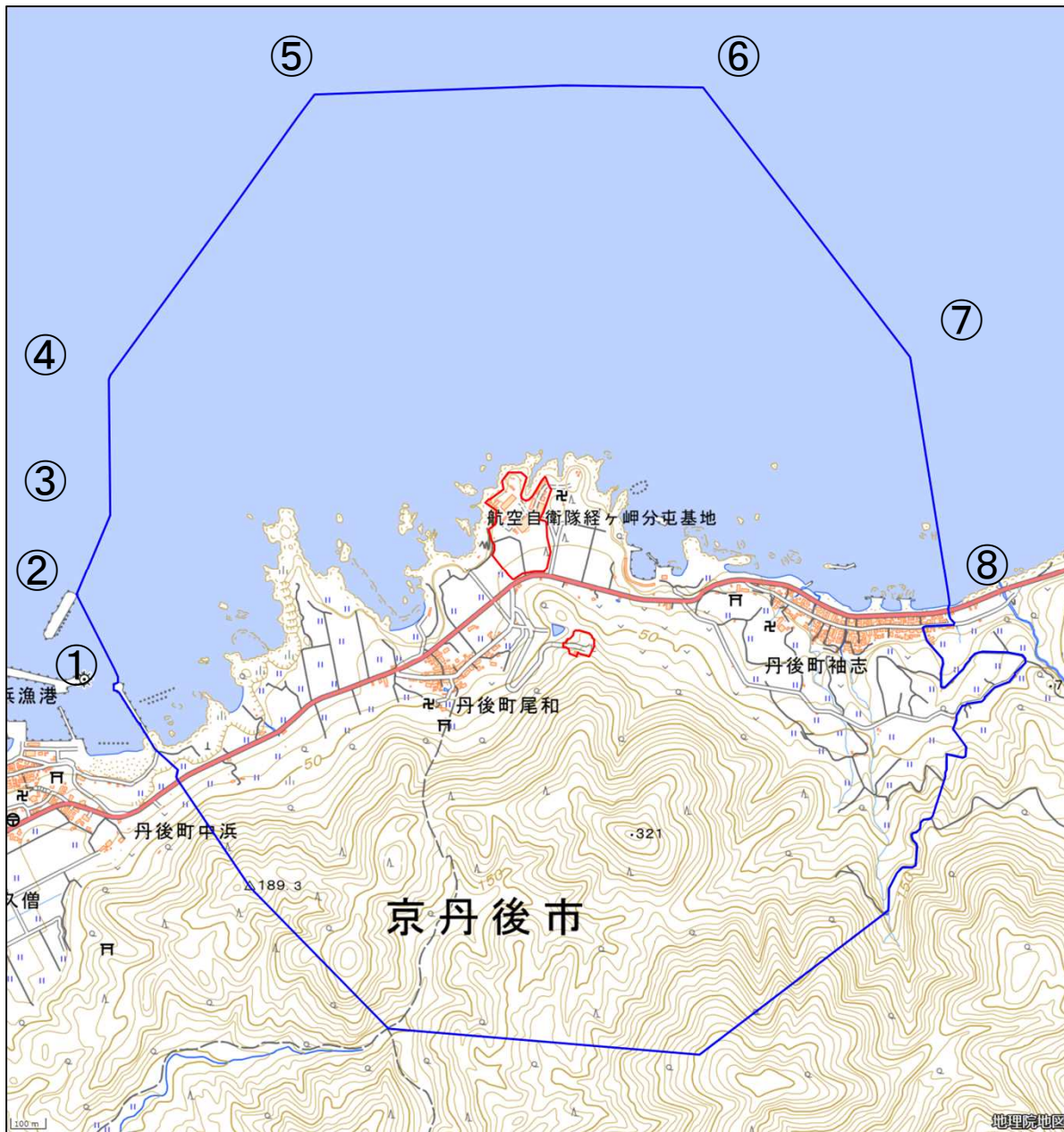


航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）

対象防衛関係施設 の所在地	京都府京丹後 市	丹後町袖志無番地
対象防衛関係施設 の区域	京都府京丹後 市	丹後町尾和及び丹後町袖志（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	京都府京丹後 市	丹後町尾和、丹後町久僧、丹後町袖志及び丹後町中浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度四十五分四十三秒、東経百三十五度十分五十三秒の点 二 北緯三十五度四十五分五十一秒、東経百三十五度十分四十八秒の点 三 北緯三十五度四十五分五十八秒、東経百三十五度十分五十二秒の点 四 北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十五度十分五十二秒の点 五 北緯三十五度四十六分三十六秒、東経百三十五度十一分十五秒の点 六 北緯三十五度四十六分三十六秒、東経百三十五度十一分五十七秒の点 七 北緯三十五度四十六分十二秒、東経百三十五度十二分二十秒の点 八 北緯三十五度四十五分五十秒、東経百三十五度十二分二十四秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）周辺地域
（京都府京丹後市丹後町袖志無番地）



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

